

内装制限について - 西日本防災システム

難燃材料

準不燃材料

不燃材料

NBS

項目	用途・構造・規模区分	耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	地上に通ずる主たる廊下、階段、通路		
		当該用途に供する部分の床面積の合計						
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席 400㎡以上	客席 100㎡以上					
	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童付記し施設等、(建基令第19条第11項参照)	3階以上 300㎡以上 (100㎡以内(共同住宅の住戸は200㎡)ごとに防火区画されたものを除く)	2階以上 300㎡以上 病院は2階に患者収容施設がある場合に限る	200㎡以上	難燃材料			
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業、(加工修理業)の店舗 > 10㎡	3階以上 1000㎡以上	2階部分 500㎡以上	200㎡以上	3階以上の居室は 準不燃材料	5		
	地階、地下工作物内の用途に供するもの	全て			7	準不燃材料		
	自動車車庫、同修理工場							準不燃材料
	無窓の居室 6							
	階数及び規模によるもの 1	階数が3以上で500㎡を超えるもの 階数が2で100㎡を超えるもの 階数が1以上で3,000㎡を超えるもの(学校、体育館を除く)			難燃材料			
	火気使用室 2	住宅	階数が2以上の住宅で最上階以外の階にある火気使用室		準不燃材料			
		住宅以外	火気使用室は全部					
	11階以上の部分	100㎡以内に防火区画された部分			3	準不燃材料 5		
		200㎡以内に防火区画された部分			準不燃材料 下地とも	準不燃材料 5		
		500㎡以内に防火区画された部分			不燃材料 下地とも	不燃材料 下地とも		
	地下街	100㎡以内に防火区画された部分			4	地下道 準不燃材料		
		200㎡以内に防火区画された部分			準不燃材料 下地とも			
		500㎡以内に防火区画された部分			不燃材料 下地とも		下地とも	

備考

スプリンクラー消火設備などの自動式のもの及び排煙設備を設けた部分については規制されません。

- 1 の規定では、100㎡以内の防火区画された居室については の用途以外の用途に供する特殊建築物を除き、31m以下のものについては適用されない。
- 2 の規定は、主要構造部を耐火構造にしたものについては適用されません。
- 3 の規定では、100㎡以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記載されていないが、建築物の階数及び規模による の規定が適用されます。
- 4 の規定では、100㎡以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記載されていないが、 の用途に供する部分について、の規定が適用されるほか、 に該当する場合がほとんどである事に注意が必要。
- 5 屋内避難階段及び特別避難階段の場合は、下地とも不燃材とします。
- 6 無窓の居室に於いて、排煙上の無窓居室は50㎡以上。
- 7 床面から1.2mの高さも対象となります。

